

平成22年度

一関地球温暖化対策地域協議会

総 会

日時 平成22年 5月16日（日）

14時から16時まで

場所 Point1

一関地球温暖化対策地域協議会

総会次第

1．開会

2．あいさつ

3．来賓祝辞

4．議事

報告第1号 平成21年度事業報告について 3

認定第1号 平成21年度収支決算について 11

監査報告 12

議案第1号 平成22年度事業計画（案）について 13

議案第2号 平成22年度収支予算（案）について 17

議案第3号 一関地球温暖化対策地域協議会会則の一部を改正する会則（案）について 18

一関地球温暖化対策地域協議会会則 22

その他

5．その他

6．閉会

報告第1号 平成21年度事業報告について

規約第9条第2項に基づき平成21年度事業について次のとおり報告する。

平成22年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会長 千田 恭平

当協議会も設立から3年を経過した。手探りの中進んだ2年間の経験を生かしながら、新規事業にも積極的に取り組み、市民の地球温暖化防止に対する意識をさらに高めてきたのではないかと考える。昨年度の実施事業について以下のとおり報告する。

1 地球温暖化対策の学習・教育活動の推進

市民・事業者を対象に様々な手段による情報提供を行い、意識啓発と実践活動のきっかけづくりを進めるとともに、子どもへの環境教育と環境学習機会の充実を図るための活動を推進した。

(1) 地球温暖化に関する広報の発行

地域住民への広報活動を展開し、住民一人ひとりが行動の必要性を認識し、「できることから実行する」という意識の醸成を図るため、一関市の補助を受け、市内全世界に広報eco(エコ)を4回発行した。

【第5号】H21.6.15発行

エネルギーの地産・地消をめざして
家庭でできる取り組み紹介(省エネ家電)
環境への取り組み紹介(子ども服無料交換会)
協議会の紹介、国・県・市の取り組み、事業のお知らせ

【第6号】H21.9.15発行(環境家計簿も同時発行)

地産・地消のトップランナー
家庭でできる取り組み紹介(エコキュート、蛍光灯)
環境への取り組み紹介(館ヶ森アーク牧場)
協議会事業のお知らせ、国・県・市の取り組み、投稿欄

【第7号】H21.12.15発行

柳下先生の講演会結果
森林と共生する暮らし
環境への取り組み紹介(NPO法人どんぐり協会)
協議会事業のお知らせ、国・県・市の取り組み

【第8号】H22.3.15発行

公共交通の利用促進策
家庭でできる取り組み紹介（省エネ住宅）
環境への取り組み紹介（大東交通サービス）
協議会事業のお知らせ、国・県・市の取り組み

（２）小学生を対象とした環境教育活動の実施

子どもたちが日常生活を通じて、暮らしと環境との関わりを知り、今日の環境問題を解決するために自らが何をすればよいのかを考え、行動していくことをサポートするとともに、子どもたちが環境にやさしいライフスタイルを身につけていくため、市が実施する「エコ友チャレンジ」に参画し、テキストの編集に携わるとともに、出前授業への講師派遣を行った。

併せて、親子で様々な自然観察や体験活動を行うことを通じて、環境問題への関心や環境保全意識を育てることを目的に、オフィス古紙リサイクルー関の協賛をいただき、親子自然観察会を行った。

【エコ友チャレンジ講師派遣】

平成21年7月10日（金） 奥玉小学校（薄井副会長）
平成22年3月3日（水） 南小学校（徳谷委員）

【親子自然観察会】

日 時 平成21年10月24日（土）
場 所 宮城県気仙沼市「NPO法人森は海の恋人」
内 容 森・川・海それぞれを保全・保護することの必要性について、牡蠣の養殖体験やプランクトンの採取などを通じて理解を深めた。
参加者 20名

（３）環境教育講師派遣事業等の実施

会員から講師として参加できる方を募り、学校や団体からの要請に応じた講師派遣を実施した。

【登録講師数】

6名

【講師派遣の実績（一部重複）】

平成21年7月10日（金） エコ友チャレンジ事業（奥玉小学校）
平成21年8月6日（木） 地球温暖化学習会（舞川地区介護予防教室）
平成21年8月10日（月） 地球温暖化学習会（萩荘地区介護予防教室）
平成21年12月1日（火） 地球温暖化学習会（成人式企画検討委員会）
平成21年12月6日（日） 環境家計簿学習会（弥栄地区婦人会）
平成22年1月21日（木） 環境家計簿学習会（川崎地域学級主事会議）
平成22年3月3日（水） エコ友チャレンジ事業（南小学校）

（４）省エネ家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫）の普及啓発

家庭における地球温暖化対策を推進するため、「すまい・まちづくりフェア」へ、出展し、省エネ家電の普及啓発に努めた。

日 時 平成21年9月26日（土）～27日（日）

場 所 一関市総合体育館

来場者 およそ4,400名

(5) 図書の寄贈、図書館における地球温暖化コーナー等の設置依頼

両磐地域にある図書館（全9館）へ、のべ12冊の地球温暖化などに関する図書を寄贈するとともに、一関図書館において開催された企画展「ecoでいいことはじめよう！」に資料の提供を行った。

【図書の寄贈】

平成22年1月4日（月）

市立図書館7館と平泉、藤沢の図書館計9館に寄贈（計9冊）

「1日1センチの改革 鈴木武著（到知出版社）」

一関図書館に寄贈（各1冊づつ計3冊）

「地球の法則と選ぶべき未来 ドネラ・H・メドウズ著（講談社）」

「エネルギー危機からの脱出 枝廣淳子著（ソフトバンククリエイティブ）」

「つながりを取りもどす時代へ 枝廣淳子監訳（大月書店）」

【企画展「ecoでいいことはじめよう！」】

日 時 平成21年10月27日（火）～11月7日（土）

場 所 一関図書館

内 容 地球温暖化対策に関する図書の展示のほか、温暖化協議会の活動内容、バイオディーゼル燃料の精製過程等についても展示

2 岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動

岩手県が平成17年に定めた岩手県地球温暖化対策地域推進計画に掲げる「8%削減のための8つの地球温暖化対策」を着実に推進するため、普及啓発活動を行った。

(1) CO₂ダイエット日記の普及

県で取り組みを進めている「CO₂ダイエット日記」の地域住民への普及を促進するため、岩手県地球温暖化防止活動推進センターと連携し、環境家計簿を市内全世帯へ配付した。そして、回収できたデータは極めて少ない38世帯分だけであったのは大変残念な結果であった。ただ、家庭で排出されるCO₂がどのように算出されるのかについて全市民に伝えたことを前向きに受け止めるとともに、データの回収に至らずともそのことを意識して暮らし向きを見直す契機となっていることを期待したい。

また、H21.10から12月までの回収されたデータは少ないながらも、その前年に比してガソリンの使用が増え、電気の使用が減っていることが特筆される。前者は、土日、ETC利用車の高速料金1,000円が反映されているものと推察され、後者は一部の取り組み者が太陽光発電等を導入した結果と判断される。

なお、環境家計簿を取り組んだが回答までに至ってない世帯も相当数あると思われる

ことから随時、掘り起こしなどに努めるものとする。

配付部数 43,000部

集計枚数 38人(実数)

(2) エコドライブの普及

県で取り組みを進めている「エコドライブ」の地域住民への普及を促進するため、広報活動を行った。

市民フェスタ、すまい・まちづくりフェア、広報ecoによる広報活動を実施

(3) エコ^{ハチ}8カップ等への参加

当地域の家庭や事業所など地球温暖化対策への取り組み意識を高めるため、県で実施しているエコ8カップ等への参加を呼びかけるとともに、協議会として参加した。

当協議会の応募内容 「全ての市民が行動し いちのせきからストップ温暖化！」
審査員奨励賞を受賞

3 会員相互の情報交換、発信

会員それぞれが行っている環境保全活動等をより高めるため、会員相互の情報交換を行うとともに、会員の活動状況を市民に報告し理解を深めた。

(1) 地球温暖化学習会の開催

住民が地球温暖化の知識を高め、情報を共有し、活動の意欲を盛り上げるため、地球温暖化対策に関する学習会を開催した。

【開催実績(講師派遣事業と一部重複)】

平成21年8月6日(木) 地球温暖化学習会(舞川地区介護予防教室)

平成21年8月10日(月) 地球温暖化学習会(萩荘地区介護予防教室)

平成21年12月1日(火) 地球温暖化学習会(成人式企画検討委員会)

(2) 会員企業の情報発信

広報紙等を活用し、情報を発信した。

(3) 会員の参画を促進するための取り組み

会員の豊富な知識や経験を活かし、地域の地球温暖化対策を促進するため、柳下正治先生をお迎えし、会員を主としたセミナーを開催するとともに、ワークショップを開催し、具体的な活動について会員から意見をいただいた。

【セミナー】

日時 平成21年11月21日(土)

場所 Point 1(一関市大町)

講師 上智大学大学院地球環境学研究科 教授 柳下正治氏

演題 低炭素づくりに地域においてどうチャレンジすべきか～2020年25%削減の

鳩山総理の国際提唱を受け止めて～
参加者 48名

【ワークショップ（意見交換）】

日 時 平成21年11月21日（土）

場 所 Point 1（一関市大町）

内 容 協議会の戦略的方向と2年後の活動について

参加者 30名

4 地域で実践できる協働事業の計画・実施

地域における各種団体等の行事・事業に参加・協力するとともに、地域で実践できる事業を各種団体等と協働して行った。

なお、次の(1)から(3)の項目については、H21年度の事業計画として計上していた事業であるが、同事業の趣旨が着実に浸透していることや、各種団体等からの共催、協力要請等もなかったことから、協議会での取り組みは行っていないこと。

(1) 100万人のキャンドルナイト事業への参加・協力

(2) ブラックイルミネーションへの参加要請

(3) クールビズ、ウォームビズへの取り組み要請

(4) 「NO！レジ袋」の展開についての研究

地域住民のレジ袋の使用を減らすため、昨年度開催したワークショップにおいていただいた提言を研究し、効果的な手法について検討した。

(5) 自然保護活動への参加・協力

地域で実施される自然保護活動等に積極的に参加・協力した。

(6) 「いちのせきeco油田開発プロジェクト」への参画

市で実施する「いちのせきeco油田開発プロジェクト」へ参画し、使用済みてんぷら油の回収拡大を図るとともに、バイオディーゼル燃料の利用拡大を図るため、広報やブースの設置などにより、協議会として市民や企業にプロジェクトへの協力を働きかけた。

なお、回収量及び使用量ともに前年度実績より増量となっているが、利用者が固定化傾向にあるため利用の拡大が今後の課題でもある。

回収量 1,996.2リットル

使用量 1,486.0リットル（市公用車（4台）での使用）

(7) 子ども服無料交換会の開催

成長著しい子どもの服を中心に「いらなくなった物」を持ち寄り、「必要なもの」をもらう「子ども服無料交換会」を実施し、限りある資源を有効に活用するとともに、子どもたちに「物を大切に作る心」を育むことを目指した。

【第1回】

日 時 平成21年7月19日(日) 「市民フェスタ09」のブースの一つとして実施
場 所 一関文化センター体育館
内 容 事前回収分も含めおよそ5,000点を回収
およそ3,500点を持ち帰っていただいた(1,500点余は次回へ)

【第2回】

日 時 平成21年9月26日(土)~27日(日)
「すまい・まちづくりフェスタ」のブースの一つとして実施
場 所 一関市総合体育館(ユードーム)
内 容 前回の余剰分と当日回収分あわせておよそ2,000点を回収
およそ1,600点を持ち帰っていただいた(400点余は次回へ)

(8) 薪などの供給システムの確立に向けた取り組み

薪・ペレットストーブの導入を促進するため、その燃料となる薪やペレットなどの供給システム検討の実証を行い、検討を進めた。

【薪ストーブ体験会】

日 時 平成21年10月10日(土)
場 所 一関市弥栄地内(薄井副会長宅)
内 容 薪ストーブを囲みながらの意見交換、薪の特性、ストーブの特徴などのお話し
参加者 17名

【薪割り体験会】

日 時 平成21年10月18日(日) ながくら里山まつりへの参加
場 所 萩荘字長倉地内の山林
内 容 薪割り体験、里山の自然観察
参加者 6名

【薪割り体験会】

日 時 平成21年11月28日(土)
場 所 一関市弥栄地内(薄井副会長宅)
内 容 支障木(磐井川堤防の桜の木)を受け入れ、薪割り体験
参加者 16名

【薪割り体験会】

日 時 平成22年2月28日(日)
場 所 一関市花泉町油島地内(佐々木監事宅)
内 容 薪割り体験、伐採木の搬出
参加者 16名

【補助事業説明会&薪割り体験会】

日 時 平成22年3月28日(日)
場 所 一関市滝沢地内(事業協力者宅)

内 容 薪ストーブ補助事業説明、ストーブの特徴・薪の特性などの説明、
ストーブを利用した調理方法、薪割り体験
参加者 43名

(9) 成人式企画委員会との連携

新成人が委員となり企画した成人式記念行事「ecojoy^{コブホ}×20。楽しくエコな成人式」の企画委員会に参画し、温暖化対策の学習会（1回）や成人式記念行事での温暖化対策への取り組みとしてパネル展示を行った。

なお、この成人式は、新成人式研究会主催の「第10回成人式大賞2010」において、話題賞を受賞したこと。

5 その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

(1) 会員の拡大

ダイレクトメールによる会員募集や、各種講演会や展示ブースにおけるチラシの配布、協議会ブースの設置など、個人会員及び企業・団体会員を積極的に募集し会員の拡大を図った。

(2) 協議会ブースの設置による住民への周知

いちのせき市民フェスタ、すまい・まちづくりフェアなどにおいて協議会のブースを設置し周知を図った。

(3) 行政に対する施策提言の研究

地域の地球温暖化対策を行政との協働で一層推進しようと、勝部市長に対し施策提言書を提出した。

日 時 平成22年2月5日（金）

提言内容

- 要望 1 協議会事務局体制の継続
- 要望 2 広報eco発行への補助金継続
- 提言 1 日中点灯の街路灯への対応およびLED照明の設置促進
- 提言 2 太陽光発電設備への補助の創設
- 提言 3 木質バイオマスの積極的な利用
- 提言 4 公共施設等への新・省エネ設備の導入
- 提言 5 地球温暖化対策に関する学習の推進

(4) 地域協議会民生用機器導入促進事業の取り組み

家庭・業務部門において、温暖化対策に効果のある機器等（薪ストーブ）を地域でま

とめて導入する地域協議会の活動に対し、国から支援（事業費の3分の1、20万円の上限）を受けることができる同事業について、設置者を取りまとめ、機器の導入を促進した。

導入者の声として、単に暖房の燃料費の減だけでなく、ライフスタイルの変化（家族団欒の時間の増や、薪の火の温もりによる安らぎなど）の他の効果の声も聞かれ、温暖化対策以外の効果もあったものと思われる。

【件数・補助金額】 16件・3,200千円

認定第1号 平成21年度収支決算について

規約第9条第2項に基づき平成21年度収支決算について次のとおり認定に付する。

平成22年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会長 千田 恭平

平成21年度収支決算
(H21.4.1～H22.3.31)

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較	説明
会費	100,000	95,500	4,500	個人会員(41名) 20,500 企業・団体会員(15社・団体) 75,000
委託料	0	149,100	149,100	県南広域振興局 149,100
補助金	1,337,000	1,327,325	9,675	一関市 1,327,325
負担金	0	14,500	14,500	親子自然観察会参加者負担 14,500
協賛金	0	100,000	100,000	オフィス古紙リサイクル一関 100,000
雑収入	271	13,361	13,090	預金利子 101 寄付等 13,260
繰越金	85,729	85,729	0	繰越金 85,729
合計	1,523,000	1,785,515	262,515	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	比較	説明
報償費	30,000	80,000	50,000	講演会講師謝礼 30,000 学習会講師謝礼 30,000 環境家計簿提出者への景品 20,000
旅費	48,100	31,920	16,180	講演会講師旅費 31,920
需用費	1,431,900	1,501,977	70,077	講演会・学習会等消耗品 68,488 寄贈図書購入費 9,830 広報印刷費 1,277,325 環境家計簿印刷費 128,100 講師等お茶代 16,134 講演会講師手土産 2,100
役務費	10,000	3,485	6,515	親子自然観察会振込手数料 735 親子自然観察会等保険料 2,750
使用料	0	5,200	5,200	会場使用料 5,200
負担金	1,000	77,000	76,000	いちのせき市民フェスタ会費 1,000 親子自然観察会参加負担金 76,000
予備費	2,000	0	2,000	
合計	1,523,000	1,699,582	176,582	

収入済額 1,785,515円 - 支出済額 1,699,582円 = 85,933円
は翌年度に繰り越すものとする。

監査報告

平成21年度収支決算について、平成22年5月7日に監査を行った結果、正当かつ正確であることを認める。

平成22年5月16日

一関地球温暖化対策地域協議会

監事 _____

監事 _____

議案第1号 平成22年度事業計画（案）について

会則第9条第2項に基づき平成22年度事業計画を次のとおり定める。

平成22年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会長 千田 恭平

低炭素社会に向けた地域づくりを基本としながら、重点事業として、子どもたちへの自然体験、引き続き環境家計簿への意識付け、木質バイオマス有効利用の体制作りの検討など会員のレベルアップを図りながら本年度も岩手県内における地球温暖化対策地域協議会のトップランナーとして以下の事業に取り組んで行く。

1 地球温暖化対策の学習・教育活動の推進

市民・事業者を対象に様々な手段による情報提供を行い、意識啓発と実践活動のきっかけづくりを進めるとともに、子どもへの環境教育と環境学習機会の充実を図るための活動を推進する。

(1) 地球温暖化に関する広報の発行

地域住民への広報活動を展開し、住民一人ひとりが行動の必要性を認識し、「できることから実行する」という意識の醸成を図る。

(2) 小中学生を中心とした環境教育活動の実施

子どもたちが日常生活を通じて、暮らしと環境との関わりを知り、今日の環境問題を解決するために自らが何をすればよいのかを考え、行動していくことをサポートするとともに、子どもたちが環境にやさしいライフスタイルを身につけていくため、市が実施する「エコ友チャレンジ」に参画する。

併せて、夏休み等を利用して親子で様々な自然観察や体験活動を行うことを通じて、環境問題への関心や環境保全意識を育むことを目的に親子自然観察会を行う。

(3) 環境教育講師派遣事業等の実施

会員から講師として参加できる方を募り、学校や団体からの要請に応じた講師派遣を実施する。

(4) 新エネ・省エネ設備等の導入促進

家庭における地球温暖化対策を推進するため、広報や各種行事等での啓発活動を活用し、地域住民に対し、新エネ・省エネ設備の導入を働きかける。また、省エネ住宅について、調査研究等を行う。

(5) 図書の寄贈、図書館における地球温暖化コーナー等の設置依頼

地球温暖化に関する図書の提供や、図書館内に「地球温暖化コーナー」の設置を働きかける。

2 岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動

岩手県が平成17年に定めた岩手県地球温暖化対策地域推進計画に掲げる「8%削減のための8つの地球温暖化対策」を着実に推進するため、普及啓発活動を行う。

(1) 環境家計簿の取り組み促進

県で取り組みを進めている「CO2ダイエット日記」の地域住民への普及を促進するため、岩手県地球温暖化防止活動推進センターと連携するとともに、一関市内の全世帯に配布した環境家計簿の取り組みを促進するため、住民への周知と働きかけを行う。

(2) 温暖化防止いわて県民会議主催事業への参加など

当地域の家庭や事業所など地球温暖化対策への取り組み意識を高めるため、温暖化防止いわて県民会議が主催する取り組みへの参加を住民や会員企業等へ周知を図るとともに、協議会としても参加する。

3 会員相互の情報交換、発信

会員それぞれが行っている環境保全活動等をより高めるため、会員相互の情報交換を行うとともに、会員の活動状況を市民に報告し理解を深める。

(1) 地球温暖化学習会の開催

会員が地球温暖化の知識を高め、情報を共有し、活動の意欲を盛り上げるため、地球温暖化対策に関する学習会を開催する。

(2) 会員企業の情報発信

会員企業等の環境への取り組みを発信するため、広報紙等を活用し、企業が取り組んでいる事例を発表し、地域住民の理解促進を図る。

(3) 会員の参画を促進するための取り組み

会員の豊富な知識や経験を活かし、地域の地球温暖化対策を促進するため、会員を主としたセミナーやワークショップを開催するなど、会員の参画を促進する。

4 地域で実践できる協働事業の計画・実施

地域における各種団体等の行事・事業に参加・協力するとともに、地域で実践できる事業を各種団体等と協働して行う。

(1) 地域における自然保護活動や事業への参加・協力

地域で実施される自然保護活動や各種団体等で実施される事業等に積極的に参加・協力する。

(2) 「NO!レジ袋」の展開についての研究

これまで、協議会として研究した結果等を会報等を用い、レジ袋の削減状況等を周知する。

(3) 「いちのせきeco油田開発プロジェクト」への参画

市で実施する「いちのせきeco油田開発プロジェクト」へ参画し、使用済みてんぷら油の回収拡大を図ると共に、バイオディーゼル燃料の利用者の拡大を図るため、協議会として市民や企業にプロジェクトへの協力を働きかける。

(4) 子ども服無料交換会への参画

ごみの減量化や限りある資源の有効活用を図るとともに、子ども達に「物を大切にする心」を育むことを目的に、子ども服無料交換会の開催について検討する。

(5) 薪やペレットなど木質バイオマスの有効利用のための検討

林地残材や支障木等を受け入れる体制と、それを燃料として市民に供給する体制の整備について、市と連携しながら検討する。

(6) 公共交通の利用を促進するための検討

公共交通の利用促進を図るため、市民・事業者へ公共交通を利用するメリットなどを周知するとともに、減クルマチャレンジウィーク等に参画する。

5 その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

(1) 会員の拡大

個人会員及び企業・団体会員を積極的に募集し、会員の拡大を図る。

(2) 協議会ブースの設置による住民への周知

各地域で実施されるイベント等を活用し、協議会の周知を図る。

(3) 行政に対する施策提言の研究

地球温暖化対策に関する行政への施策の提言について検討する。

(4) 地域の特徴的温暖化防止対策機器普及事業への取り組み

家庭・業務部門において、温暖化対策に効果のある機器等（薪ストーブなど）を地域でまとめて導入する地域協議会の活動に対し、国から支援を受けることができる同事業について、取り組みを進める。

議案第2号 平成22年度収支予算（案）について

会則第9条第2項に基づき平成22年度収支予算を次のとおり定める。

平成22年5月16日提出

一関地球温暖化対策地域協議会
会長 千田 恭平

平成22年度収支予算

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	前年度予算額	比較	説明
会費	100,000	100,000	0	個人会員(50人) 25,000 企業・団体会員(15社・団体) 75,000
委託料	0	0	0	
補助金	697,000	1,337,000	640,000	市補助金 697,000
負担金	0	0	0	
協賛金	0	0	0	
雑収入	67	271	204	預金利子等 67
繰越金	85,933	85,729	204	
合計	883,000	1,523,000	640,000	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	前年度予算額	比較	説明
報償費	30,000	30,000	0	セミナー講師謝礼 30,000
旅費	49,000	48,100	900	環境教育講師派遣等事業 12,000 講師旅費 37,000
需用費	786,000	1,431,900	645,900	消耗品費 76,000 広報印刷費 697,000 寄贈用図書購入費 10,000 講師等お茶代 3,000
役務費	10,000	10,000	0	会議資料発送代 10,000
使用料	5,000	0	5,000	会場使用料 5,000
負担金	1,000	1,000	0	いちのせき市民フェスタ会費 1,000
予備費	2,000	2,000	0	
合計	883,000	1,523,000	640,000	

項目間の流用は、役員会に一任する。

議案第3号 一関地球温暖化対策地域協議会会則の一部を改正する会則（案）について

一関地球温暖化対策地域協議会会則の一部を改正する会則（案）

一関地球温暖化対策地域協議会会則（平成19年会則）の一部を次のように改正する。

第4条中「団体等」の次に「（以下「会員」という。）」を加える。

第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条に次のただし書きを加え、同条を第12条とする。

ただし、会費にあっては次に掲げる額とする。

- (1) 個人会員 年会費500円
- (2) 企業、団体（非営利団体と認められる団体を除く。）会員 年会費一口 5,000円

第5条から第9条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

（入会）

第5条 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出する。

- 2 協議会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会）

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 会員から別に定める退会届が会長に提出されたとき。
- (2) 正当な理由なく第12条に規定する会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 会員が死亡又は解散したとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、平成22年5月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 この会則の施行の際現に改正前の会則により入会している会員については、改正後の会則第5条の規定により入会した会員とみなす。

一関地球温暖化対策地域協議会会則新旧対照表

現 行	改正案	備考
<p>(名 称) 第1条 本会は一関地球温暖化対策地域協議会(略称 I E L)と称する。(以下「協議会」という。)</p> <p>(目 的) 第2条 協議会は住民、事業者、行政が地域レベルで連携し協力しながら、健全で恵み豊かな地球環境の「保全と創造」を基本理念に具体的な地球温暖化防止活動について、各主体が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的とする。</p> <p>(活 動) 第3条 協議会は次に掲げる活動を行う。 (1)地球温暖化対策の学習・教育活動の推進 (2)岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動 (3)会員相互の情報交換、発信 (4)地域で実践できる協働事業の計画・実施 (5)その他協議会の目的達成のために有効な諸活動</p> <p>(組 織) 第4条 協議会は第2条に定めた目的に賛同する個人、法人、<u>団体等</u>をもって構成する。</p>	<p>(名 称) 第1条 本会は一関地球温暖化対策地域協議会(略称 I E L)と称する。(以下「協議会」という。)</p> <p>(目 的) 第2条 協議会は住民、事業者、行政が地域レベルで連携し協力しながら、健全で恵み豊かな地球環境の「保全と創造」を基本理念に具体的な地球温暖化防止活動について、各主体が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的とする。</p> <p>(活 動) 第3条 協議会は次に掲げる活動を行う。 (1)地球温暖化対策の学習・教育活動の推進 (2)岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動 (3)会員相互の情報交換、発信 (4)地域で実践できる協働事業の計画・実施 (5)その他協議会の目的達成のために有効な諸活動</p> <p>(組 織) 第4条 協議会は第2条に定めた目的に賛同する個人、法人、<u>団体等(以下「会員」という。)</u>をもって構成する。</p> <p><u>(入会)</u> 第5条 <u>協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出する。</u> 2 <u>協議会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</u></p> <p><u>(退会)</u> 第6条 <u>会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。</u> (1) <u>会員から別に定める退会届が会長に提出されたとき。</u></p>	

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 運営委員
- (5) 事務局長 1名

2 協議会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に
応え会議に出席し意見を述べることができる。

(役員を選出及び任期)

第6条 会長及び監事は、会員の互選により総会において選出
する。

- 2 副会長及び事務局長は、会長の指名によって総会の承認を
得て選出する。
- 3 運営委員は会長が指名する。
- 4 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行す
る。
- 3 監事は、会計の監査を行う。
- 4 役員は役員会議に出席し、第3条に定めた活動について協
議する。
- 5 事務局長は協議会の日常業務を統括処理する。

(役員報酬)

第8条 役員は無報酬とする。

(会議)

(2) 正当な理由なく第12条に規定する会費を1年以上納入
しないとき。

(3) 会員が死亡又は解散したとき。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 運営委員
- (5) 事務局長 1名

2 協議会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に
応え会議に出席し意見を述べることができる。

(役員を選出及び任期)

第8条 会長及び監事は、会員の互選により総会において選出
する。

- 2 副会長及び事務局長は、会長の指名によって総会の承認を
得て選出する。
- 3 運営委員は会長が指名する。
- 4 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行す
る。
- 3 監事は、会計の監査を行う。
- 4 役員は役員会議に出席し、第3条に定めた活動について協
議する。
- 5 事務局長は協議会の日常業務を統括処理する。

(役員報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

(会議)

第9条 会議は総会と役員会議とする。

2 総会は年1回及び必要に応じ、会長が召集し、会則の改廃及び役員を選任、事業報告及び収支決算報告の承認、事業計画及び収支予算の承認、活動計画等について決定する。

3 役員会議は必要に応じ随時開催し、第3条に定めた活動について協議する。

4 会議の議長は会長が務める。

5 必要に応じ、専門委員会を置くことができる

(経費)

第10条 協議会に必要な経費は、会費、負担金、支援金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長のほか職員を置くことができる。

2 事務局は当面一関市市民環境部生活環境課内に置く。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第11条 会議は総会と役員会議とする。

2 総会は年1回及び必要に応じ、会長が召集し、会則の改廃及び役員を選任、事業報告及び収支決算報告の承認、事業計画及び収支予算の承認、活動計画等について決定する。

3 役員会議は必要に応じ随時開催し、第3条に定めた活動について協議する。

4 会議の議長は会長が務める。

5 必要に応じ、専門委員会を置くことができる

(経費)

第12条 協議会に必要な経費は、会費、負担金、支援金及びその他の収入をもってこれに充てる。

ただし、会費にあつては次に掲げる額とする。

(1) 個人会員 年会費 500円

(2) 企業、団体（非営利団体と認められる団体を除く。）

会員 年会費一口 5,000円

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長のほか職員を置くことができる。

2 事務局は当面一関市市民環境部生活環境課内に置く。

(委任)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

一関地球温暖化対策地域協議会会則

(名 称)

第1条 本会は一関地球温暖化対策地域協議会(略称 I E L)と称する。(以下「協議会」という。)

(目 的)

第2条 協議会は住民、事業者、行政が地域レベルで連携し協力しながら、健全で恵み豊かな地球環境の「保全と創造」を基本理念に具体的な地球温暖化防止活動について、各主体が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的とする。

(活 動)

第3条 協議会は次に掲げる活動を行う。

- (1) 地球温暖化対策の学習・教育活動の推進
- (2) 岩手県地球温暖化対策推進計画の普及啓発活動
- (3) 会員相互の情報交換、発信
- (4) 地域で実践できる協働事業の計画・実施
- (5) その他協議会の目的達成のために有効な諸活動

(組 織)

第4条 協議会は第2条に定めた目的に賛同する個人、法人、団体等をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 運営委員
- (5) 事務局長 1名

2 協議会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応え会議に出席し意見を述べることができる。

(役員を選出及び任期)

第6条 会長及び監事は、会員の互選により総会において選出する。

- 2 副会長及び事務局長は、会長の指名によって総会の承認を得て選出する。
- 3 運営委員は会長が指名する。
- 4 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

5 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

3 監事は、会計の監査を行う。

4 役員は役員会議に出席し、第3条に定めた活動について協議する。

5 事務局長は協議会の日常業務を統括処理する。

(役員の報酬)

第8条 役員は無報酬とする。

(会 議)

第9条 会議は総会と役員会議とする。

2 総会は年1回及び必要に応じ、会長が召集し、会則の改廃及び役員の選任、事業報告及び収支決算報告の承認、事業計画及び収支予算の承認、活動計画等について決定する。

3 役員会議は必要に応じ随時開催し、第3条に定めた活動について協議する。

4 会議の議長は会長が務める。

5 必要に応じ、専門委員会を置くことができる

(経費)

第10条 協議会に必要な経費は、会費、負担金、支援金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長のほか職員を置くことができる。

2 事務局は当面一関市市民環境部生活環境課内に置く。

(委 任)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この会則は平成19年3月22日から施行する

附則(平成19年10月9日改正)

この会則は、平成19年10月9日から施行する